

御社地の文化財一部指定解除について

2014年9月29日

御社地は町の文化財に指定されていますが、復興にともなう区画整理により文化財指定範囲の一部が道路になりますので、当該部分の文化財指定を解除しました。

道路は御社地の文化財としての価値を損なわないよう、最重要部分（ 入定地）を避けるように設計されています。

－「御社地」の概要－

- | | |
|----------|--|
| 1. 区 分 | 記念物 |
| 2. 種 別 | 史跡 |
| 3. 名 称 | 御社地 |
| 4. 所 在 地 | 大槌町末広町 235-1 (179 平方メートル)
大槌町末広町 235-2 (207 平方メートル)
大槌町末広町 236 (310 平方メートル)
大槌町末広町 236-2 (23 平方メートル) |
| 5. 所 有 者 | 大槌町 |
| 6. 形 状 | 東梅社跡 (池、その他) |
| 7. 面 積 | 719 平方メートル (一部解除前)
630 平方メートル (一部解除後) |
| 8. 時 代 | 江戸時代中期～後期 |
| 9. 碑 文 等 | 東梅社開建の碑、妙法蓮華経碑ほか |
| 10. 解除面積 | 大槌町末広町 235-2 (207 平方メートル) の一部 88.35 平方メートル |

11. 由 来

江戸時代中期に宗教・学問を通じて当町の郷民教化に努めた仏教家、菊池祖晴（1729～1806）が諸国遍歴の修業の際、九州大宰府に至り天神社の分霊を捧持して帰り、当地に祀ったところから御社地と名付けられ、その庵を東梅社勧助庵と称し、仏道精進の場にした。その霊域には池や築山が配され、参道の松並木もあった。

現存する「妙法蓮華経」の碑は当時からこの地にあり、祖晴の後裔である菊池家口伝によれば祖晴が入定した場所に建てられたものとしている。

12. 経 緯

大槌都市計画事業町方地区震災復興土地区画整理事業の実施計画の策定において、史跡指定地に往路及び駐車場が計画されていることが明らかになった。

これまで開発側と協議を重ね菊池祖晴入定地を回避した道路計画となったが、隣接する一部の指定地が道路敷地となることから該当部分の指定解除はやむを得ないものと考えられる。

13. 史跡「御社地」の現状

御社地は、藩政時代に大槌が輩出した類い希な宗教家である菊池祖晴にかかる東梅社跡地としてその重要性から町史跡に指定されている。

今般の津波により地上部の構築物が流出、池とわずかに石碑が3基残存することが確認されているのみである。祖晴の入定地は、石碑が倒伏移動したのみでその地下部については津波の影響はよく礎石が残存している。

地図



地図

お問い合わせ

生涯学習課

電話 : 0193-42-2300